

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年2月18日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第4号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療臨時特例基金制度条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例(平成20年2月12日条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号を次のように改める。

- (1) 広域連合が秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年12月10日条例第25号。以下「条例」という。)附則第4条、第9条又は附則第12条の規定により読み替えて適用される条例第15条の規定により被扶養者であった被保険者に係る保険料を減額(前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号。以下「算定政令」という。)第10条第2項の規定により減額される額を除く。)するための財源に充てる場合

第6条第5号及び第6号を次のように改める。

- (5) 広域連合が条例第14条第1項第1号の2の規定により均等割額を減額(算定政令第10条第1項の規定により減額される額を除く。)又は条例第14条第2項及び附則第6条の規定により所得割額を減額するための財源に充てる場合
- (6) 広域連合が条例附則第7条又は附則第10条及び附則第13条の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第1号の規定により均等割額を減額(算定政令第10条第1項の規定により減額される額を除く。)す

るための財源に充てる場合

附則第 2 項中「平成 23 年 3 月 31 日」を「平成 25 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。